

独立行政法人国立文化財機構職員出向規程

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則（以下「本法人の就業規則」という。）第13条第3項の規定に基づき、職員（本法人への出向職員は除く）の出向に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(出向の種類)

第2条 職員に対し、本法人の業務上の必要に基づき、国、地方公共団体、本法人以外の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、その他本法人が認める団体等（以下「出向先」という。）に、次の各号に定める出向を命じることがある。

- (1) 在籍出向 本法人の職員として在籍したまま、出向先の職員として業務に従事すること
- (2) 転籍出向 本法人の要請に応じ転籍し（人事交流等）、出向先の職員として業務に従事すること

2 前項に定める出向について、別段の定めを置く場合は、それによる。

(就業規程の適用)

第3条 出向を命じられた職員の就業規程の適用については、この規程で別の定めをする場合を除き、出向先における就業規程等に従うものとする。

2 前項に定める場合において、出向先との協議により、当該期間中の給与額等の労働条件が著しく不利益とならないよう努めるものとする。

(出向手続き)

第4条 職員に出向を命じる場合は、原則として発令日の7日前までに、出向先、出向期間、出向先での業務及び労働条件を明示するものとする。なお、転籍出向については、当該職員の同意を得るものとする。

2 前項で明示した内容は、出向中の出向先における業務上の必要から、その一部を変更することがある。

(出向期間)

第5条 出向の期間は、原則として3年以内とする。ただし、業務上の必要からその期間を短縮又は延長することがある。

2 出向の期間は、本法人の在職期間に通算するものとする。

(服務等)

第6条 出向中の職員（以下「出向者」という。）は、本法人の名誉及び信用の保持に努めるとともに、出向先の規程等を遵守し、忠実に業務を遂行しなければならない。

2 出向者は、出向先の倫理規程等を遵守し、出向先の業務に係る倫理の保持に努めなければならない。

(懲戒等)

第7条 出向者が解雇又は懲戒の事由により第11条の規定によって復帰させ、本法人において解雇又は懲戒とする場合は、出向先における当該事由を本法人の就業規程第21条又は同規程第39条に定める事由とみなす。

(安全及び衛生等)

第8条 出向者は、出向先の安全衛生管理に関する規定等を遵守しなければならない。また、出向者は、出向先との協議により出向先において健康診断を受けることができる。その場合の結果等については、本法人に報告するものとする。

(旅費)

第9条 出向者の旅費は原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、本法人と出向先が協議の上、これと異なる定めをした場合はこの限りでない。

- (1) 出向先へ赴任するときの旅費は出向先の規定に基づき出向先が支給する。
- (2) 本法人に帰任するときの旅費は本法人の規定に基づき本法人が支給する。
- (3) 出向先の業務等により出向者に出張を命じる場合の旅費については、出向先の規定により、出向先が支給する。

(出向期間中の給与等)

第10条 在籍出向期間中の給与（諸手当を含む。以下同じ。）は、本法人が独立行政法人国立博物館職員給与規程等に定めるところにより、支給するものとする。出向者の共済、雇用保険及び労災保険は、本法人で取り扱うものとする。ただし、本法人と出向先が協議の上、これと異なる定めをしたときは、この限りでない。

- 2 転籍出向期間中の給与は、出向先が出向先の給与規程等に定めるところにより、支給するものとする。出向者の共済、雇用保険及び労災保険は、出向先で取り扱うものとする。ただし、本法人と出向先が協議の上、これと異なる定めをしたときは、この限りでない。
- 3 転籍出向中に死亡した場合の退職手当は出向先と協議の上、本法人の規定により本法人が支給することが出来るものとする。
- 4 出向先で支払われる給与が不利益となるときは、当該職員が本法人に復帰した際に、当該不利益となった期間及び他の職員との均衡を考慮した上、適切な措置を講じるものとする。

(復帰)

第11条 命じられた出向期間が満了した場合は、本法人に復帰するものとする。ただし、出向期間中であっても次の各号に掲げる場合は、当該命令を解き本法人への復帰を命じることができる。

- (1) 出向先の定める休職又は解雇の事由に該当することとなる場合
- (2) 出向先の定める懲戒の事由に該当し、引き続き出向先において業務に従事することが困難となる場合
- (3) 出向者から辞職願の提出があった場合
- (4) その他、出向先との協議の上、必要と認められる場合

(その他)

第12条 この規程の定めるもののほか、出向先との協議により別段の定めをすることができる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。